



平成 25 年 11 月 18 日

各 位

会 社 名 オリンパス株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 笹 宏行
 (コード：7733、東証第 1 部)
問合せ先 広報・IR部長 百武 鉄雄
 (TEL. 03-3340-2111(代))

和解による訴訟の解決に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 8 月 1 日付適時開示「当社に対する損害賠償請求訴訟の提起に関するお知らせ」でお知らせしましたとおり、テルモ株式会社から 6,611,669,900 円の損害賠償を求める民事訴訟を東京地方裁判所に提起されておりましたが、本日、裁判上の和解が成立しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

当社は、平成 23 年 11 月 8 日付適時開示「過去の損失計上先送りに関するお知らせ」でお知らせした当社の過去の損失計上先送り問題により、平成 17 年 8 月 4 日提出の当社の有価証券届出書および同月付の目論見書に重要な事項に係る虚偽記載があったことが発覚し、これによって上記有価証券届出書等に基づく第三者割当により取得した当社株式 6,811,000 株について 6,611,669,900 円の損害が発生したとして、テルモ株式会社より、平成 24 年 7 月 23 日付で、東京地方裁判所に旧証券取引法第 23 条の 2 の規定により読み替えられる同法第 18 条第 1 項および第 2 項ならびに第 19 条第 1 項に基づく損害賠償請求訴訟を提起されておりました。当社は、これまで同訴訟において主張を尽くしてまいりましたが、これまでの訴訟経過、本件の事案の内容、訴訟を継続した場合の訴訟費用の増加等を総合的に勘案した結果、和解により早期に本件の解決を図ることが最善の策であると判断し、下記 3. の内容を骨子とする裁判上の和解をすることといたしました。

2. 和解の相手方の概要

- | | | | |
|---------------|--------------|---------|-----------------------|
| (1) 名 | 称 | テルモ株式会社 | |
| (2) 所 | 在 | 地 | 東京都渋谷区幡ヶ谷二丁目 44 番 1 号 |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役 新宅 祐太郎 | | |

3. 和解の主な内容

当社は、テルモ株式会社に対し、本件の和解金として 60 億円を支払い、テルモ株式会社は、当社に対するその余の請求を放棄する。

4. 今後の見通し

本件和解金については、既に訴訟損失引当金として全額引当済ですので、当期連結業績への影響はございません。なお、本件訴訟は、発行市場において当社株式を取得したテルモ株式会社による損害賠償請求の事案です。提訴可能な期間内において当社株式を発行市場で取得したのはテルモ株式会社のみであるため、今後本件と同一の根拠規定に基づく訴訟が提起される可能性はないものと認識しております。

以 上

(参考) 当期連結業績予想 (平成 25 年 11 月 8 日公表分) および前期連結実績

(単位: 百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
当期連結業績予想 (平成 26 年 3 月期)	720,000	72,500	50,000	13,000
前期連結実績 (平成 25 年 3 月期)	743,851	35,077	13,046	8,020